

法律で禁止されていること

臨時分別会場

平成17年4月から分別収集の臨時会場が次のとおりとなります。
地域の分別収集に出せなかった方はご利用下さい。

開設時間：9時～12時
開設日

開設日
毎月第1日曜日
と翌日(月曜日)

月	日	月	日	月	日	月	日
4	3と4	7	3と4	10	2と3	1	8と9
5	1と2	8	7と8	11	6と7	2	5と6
6	5と6	9	4と5	12	4と5	3	5と6

1月は異なりますので
ご注意ください!



野焼き

《法律で禁止されていること》

野外での焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます。

例外

次の構造基準に適合した焼却炉を使用しての焼却は、一部例外が認められています。

構造基準

(平成14年12月1日から新構造基準により規制が強化されています)

- ・焼却温度が摂氏800以上
- ・外と遮断してゴミが入られる
- ・焼却温度が測定できる
- ・焼却温度を上げる補助装置がついている
- ・必要な空気を送風できる

上記構造基準を満たしていない場合は使用できません!

次の焼却は例外とされていますが、近隣の方の生活環境に支障がある場合は、中止をお願いさせていただきます。

- ・国、県や市町村が河川等を管理する上で排出した刈り草、切った枝等の焼却
- ・震災等の災害によって発生した木くず等の焼却
- ・風俗習慣又は宗教上の行事を行うための焼却
- ・農作業、森林管理等で行われる収穫後のつるや刈り草等の焼却
- ・日常生活を営む上で行っている軽微な焼却(焚き火、キャンプファイヤー等)

タイヤ、廃ビニール(農業用含む)、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため、例外の場合でも焼却できません。

罰則

- 【個人】
5年以下の懲役若しくは
1000万円以下の罰金
- 【法人】
5年以下の懲役若しくは
1億円以下の罰金

不法投棄

《法律で禁止されていること》

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます。
空き缶やペットボトルなど少量ゴミのポイ捨ても、不法投棄にあたります。

【不法投棄されたものの処分】

- ・投棄した人が見つからない場合、土地の所有者(管理者)が無駄な労力や費用を負担して処分しなくてはなりません。
- ・土地の所有者(管理者)は、不法投棄されないように管理をして不法投棄を未然に防ぎましょう。

(例)

- ・定期的に雑草を刈ったり、ゴミを片付ける等、管理の行き届いている印象を与えるようにする。
- ・囲いや柵を設置する等、容易に進入できないようにする。

罰則

- 【個人】
5年以下の懲役若しくは
1000万円以下の罰金
- 【法人】
5年以下の懲役若しくは
1億円以下の罰金

その他の
処理方法

法律で禁止
されていること